

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業

基本契約書(案) (SPCを設立しない場合に適用)

令和7年8月

岡 山 市

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 基本契約書

本件事業に関して、岡山市（以下「発注者」という。）は、[]（以下「代表企業」という。）を代表企業とした[]グループ（以下「事業者」という。）の[]、[]、[]（以下、個別に又は総称して「構成企業」という。）との間で、本件事業に関する基本的事項について合意し、次の内容の基本契約を締結した。

前 文

発注者は、本件事業に関し、本件施設の基幹的設備改良工事と長期包括運営業務を民間の事業者に一括して長期的かつ包括的に発注する基幹改良ＤＢＯ方式（Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営））により実施するものとした。

本件事業の実施目的は、民間の事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により整備基本方針の具現化を目指すものである。

発注者は、本件事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式（簡易型）により募集及び選定するにあたり、令和７年８月７日に本件事業に係る入札執行公告を行い、「岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業 入札説明書」をはじめとした募集要項を公表した。

発注者は、募集要項に従い、事業者から提出された技術資料及びその他の関連書類に基づき、[]グループを落札者として決定した。事業者は、発注者との間で、本件事業に関し、令和●年●月●日付で基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結した。

発注者及び事業者は、本件事業の実施に関し、以下のとおり合意する。なお、かかる合意は、基本協定第３条の定めに従い、発注者及び事業者が、本件事業に関する事業契約を締結するにあたり、本件事業の全般にわたる事項や本件事業に係る当事者間の基本的了解事項について確認するための基本合意である。本基本契約は、本基本契約に基づき締結される、発注者と設計施工事業者との間の建設工事請負契約及び発注者と運営事業者との間の運営業務委託契約により不可分一体として事業契約を構成するが、本書は停止条件付き契約であって、建設工事請負契約を除く事業契約は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び岡山市契約規則（平成元年市規則第６３号）に基づき建設工事請負契約書が岡山市議会の議決を取得した日に本契約として効力を発揮することを確認する。なお、建設工事請負契約書が議会で可決されず本契約が成立しないときは、この条件付き契約は無効とし、これにより事業者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

(目的等)

第1条 本基本契約は、発注者及び事業者が相互に協力し、本件事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本契約における用語の定義は、本基本契約で特別に定める場合を除き、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「本件事業」とは、岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業をいう。
- (2) 「本件施設」とは、本件事業で基幹的設備改良工事を実施する岡山市当新田環境センターをいう。
- (3) 「本件工事」とは、本件施設の基幹的設備改良工事について、実施設計及び施工を一括して行う性能発注方式（設計・施工一括発注方式）により実施する「岡山市当新田環境センター基幹的設備改良工事」をいう。
- (4) 「本件業務」とは、本件施設の運営管理について、長期的かつ包括的に実施する「岡山市当新田環境センター第2期長期包括運營業務委託」をいう。
- (5) 「構成企業」とは、[] グループを構成する企業をいう。
- (6) 「設計施工事業者」とは、[] グループの代表企業もしくは代表企業を代表者とした共同企業体として、発注者と建設工事請負契約を締結する当事者であり、建設工事請負契約における受注者をいう。
- (7) 「設計企業」とは、[] グループの構成企業であって、本件工事の設計業務を担当する者をいう。
- (8) 「施工企業」とは、[] グループの構成企業であって、本件工事の施工業務を担当する者をいう。なお、代表企業は施工企業が務める。
- (9) 「運営事業者」とは、[] グループの代表企業もしくは代表企業を代表者とした特定共同企業体として、発注者と運營業務委託契約を締結する当事者であり、運營業務委託契約における受注者をいう。
- (10) 「運営管理企業」とは、運営事業者を共同企業体とする際の特定期間共同企業体を構成する企業をいう。
- (11) 「事業契約」とは、本件事業に関する基本事項を規定する本基本契約、本件工事の設計・施工に関する事項を規定する建設工事請負契約及び本件施設の運営管理業務に関する事項を規定する運營業務委託契約を総称していう。
- (12) 「募集要項」とは、本件事業の入札公告に基づき発注者が公表又は配布した入札説明書、落札者決定基準、要求水準書及び契約書案等の資料であり、本件事業に関する入札条件、設計・施工条件、要求水準及び契約条件等の基本条件を示す資料をいう（募集要項に関する質問回答書も含まれる）。
- (13) 「技術資料」とは、本件事業の入札公告に従い事業者が作成し発注者に提出した技術資料（要求水準書に定める技術資料を含む。以下同じ。）をいう。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 事業者は、本件事業が公共性を有することを十分理解し、本件事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本件事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業の概要等)

第3条 本件事業の概要は、別紙1記載のとおりとする。

2 本件事業の日程は、別紙2記載の日程(以下「事業日程」という。)のとおりとする。

3 本件施設の概要は、別紙3記載のとおりとする。

4 本件事業において、事業者が行う業務は、別紙4記載のとおりとし、事業者を構成する各当事者は、当該当事者が遂行すべき業務を遂行するものとする。

(役割分担)

第4条 本件事業の遂行において、構成企業は、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし、その責任の範囲内において本件事業を実施するものとする。

(1) 設計施工事業者は、発注者から別紙4第1項第1号記載の本件工事の設計に関する業務(以下「設計業務」という。)及び同別紙第2号記載の本件工事の施工に関する業務(以下「施工業務」といい、設計業務と施工業務を総称して「本件工事」という。)の一切を一括して請負う。

(2) 運営事業者は、発注者から別紙4第2項記載の本件施設の運営に関する業務の一切(以下「本件業務」という。)を受託する。

2 事業者は、相互間の連携をもって本件事業を遂行し、本件事業に係る債務について、発注者に対し、連帯して責任を負う。

(特定共同企業体の組成)

第5条 設計施工事業者は、本件工事を一括して請け負うにあたり、設計企業及び施工企業から成り、かつ代表企業を代表者とした特定建設工事共同企業体(以下「設計施工JV」という)を組成するものとし、設計施工JVの組成及び運営に関し、特定建設工事共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。ただし、設計企業及び施工企業が同一の単独企業である場合には、この限りでない。

2 設計施工事業者は、前項の定めるところに従って締結された協定書の写しを、当該協定書の締結後速やかに、発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しそ

の他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

- 3 代表企業が単独で発注者から本件業務を直接受託する場合を除き、代表企業及び運営管理企業は、代表企業を代表者とし、代表企業及び運営管理企業の全部からなる共同企業体（以下「運営JV」という。）を組成し、運営JVの組成及び運営に関し、特定業務共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。
- 4 運営事業者は、前項の定めるところに従って締結された協定書の写しを、当該協定書の締結後速やかに、発注者に対して提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときには、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の写しその他変更内容を証する書面を発注者に対し提出するものとする。

（事業契約）

第6条 設計施工事業者は、設計施工業務に関し、発注者との間で、募集要項により示された様式及び内容の建設工事請負契約書（本書において「建設工事請負契約」という）を本基本契約の締結日付で締結する。

- 2 運営事業者は、運営管理業務に関し、発注者との間で、募集要項により示された様式及び内容の運営業務委託契約（本書において「運営業務委託契約」という）を本基本契約の締結日付で締結する。
- 3 前各項の定めにかかわらず、発注者は、事業者のいずれかの当事者が次の各号のいずれかに該当する場合（本件事業に関する場合を除く。）、事業者の当該当事者に書面で通知することにより、本基本契約以外の未成立の事業契約の全部若しくは一部を締結せず又は成立させないことができる。

（1） 公正取引委員会が、事業者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。

（2） 公正取引委員会が、事業者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。

（3） 事業者が独占禁止法第77条第1項の規定により提起した抗告訴訟において訴えを却下し、又は請求を棄却する判決が確定したとき。

（4） 事業者（事業者が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

（5） 締結している本基本契約以外の特定事業契約が発注者より解除された場合。

- 4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、発注者は、事業者のいずれかの当事者が次の

各号のいずれかに該当するときは、事業者の当該当事者に書面で通知することにより、本基本契約以外の未成立の事業契約の全部若しくは一部を締結せず又は成立させないことができる。この場合において、事業者の当該当事者は、発注者の請求に基づき、締結せず又は成立させない本基本契約以外の事業契約の契約金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の 20 パーセントに相当する金額の違約金を発注者に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより発注者が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について発注者が事業者の当該当事者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、本項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (8) 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。

5 第 3 項及び前項の場合において、設計施工事業者が設計施工 J V 又は運営事業者が運営 J V であり、共同企業体として既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の代表者であった者又は当該企業体の構成員であった者に対して損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、当該共同企業体の代表者であった者及び共

同企業体の構成員であった者は、その額を連帯して発注者に支払わなければならない。

(本件施設の設計施工業務)

第7条 本件工事の概要は、別紙4第1項記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、設計施工事業者は、建設工事請負契約の定めるところに従い、設計企業をして、建設工事請負契約締結後速やかに設計に着手させ、施工企業をして、本件工事を令和12年3月29日までに完成させて発注者への引渡しを完了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、設計施工業務の詳細は、建設工事請負契約の定めるところに従うものとする。

(本件施設の運営管理業務)

第8条 本件業務の概要は、別紙4第2項記載のとおりとする。

- 2 別段の合意がある場合を除き、本件業務に係る業務遂行期間は、別紙2記載の期間（以下「業務委託期間」という）とし、本件施設の運営を令和8年4月1日に開始し、令和23年3月31日に終了するものとする。
- 3 前各項の定めるところのほか、本件業務の詳細は、運営業務委託契約の定めるところに従うものとする。

(連帯保証)

第9条 代表企業は、運営JVを組成する場合、運営委託契約に基づく運営事業者が発注者に対して負担する損害賠償義務、違約金支払義務その他一切の金銭債務（以下「主債務」という。）の保証債務（以下「本連帯保証債務」という。）を負う。本連帯保証債務の履行については、次項以降の定めに従うものとする。

- 2 本連帯保証債務は、主債務に係る担保又は他の保証により変更されず影響も受けないものとする。代表企業は、発注者がその都合によって担保又は他の保証を変更・解除しても、本連帯保証債務の免責を主張してはならない。
- 3 代表企業は、運営JVの発注者に対する本件業務に係る委託料その他の債権をもって相殺してはならない。
- 4 代表企業は、本連帯保証債務の履行により発注者の運営JVに対する権利につき代位した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、代位した権利を行使してはならない。代表企業は、発注者から請求を受けた場合、代位による権利又は順位を発注者に無償で譲渡するものとする。また、代表企業は、本連帯保証債務の履行により運営JVに対して求償権を取得した場合であっても、主債務の履行が完了するまで、当該求償権を行使してはならない。但し、発注者が事前の書面による承諾をした場合には、この限りでない。

- 5 代表企業による本契約に基づく連帯保証は、主債務に係る担保又は他の保証を変更せず影響も与えないものとする。
- 6 発注者は、本連帯保証債務の履行を請求しようとするときは、代表企業に対して、発注者が別途定める様式による保証債務履行請求書を送付する。当該保証債務履行請求書を受領した代表企業は、その受領した日から60日以内に、当該請求に係る本連帯保証債務の履行を完了しなければならない。
- 7 発注者は、建設工事請負契約に基づく工事に係る工期の変更、延長、工事の中止その他の事由により主債務の内容に変更が生じたことを知ったときは、遅滞なく当該事項を代表企業に対して通知する。代表企業は、本連帯保証債務の内容は、主債務の内容の変更に従って、当然に変更されるものとすることを認識し且つ了解しており、これに如何なる異議も述べない。

(再委託等)

- 第10条 第6条各項の定めるところに従って締結された契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、事業者は、建設工事請負契約又は運營業務委託契約の定めるところに従うほか、第三者に再委託し又は下請けしてはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第11条 発注者及び事業者は、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(損害賠償)

- 第12条 各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。ただし、この場合におけるいずれかの事業者の発注者に対する賠償義務については、他の事業者も連帯して責任を負うものとし、発注者は、事業者の全部に対して、発注者が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。

(契約の不調)

- 第13条 事由の如何を問わず、事業契約のいずれかが成立に至らなかった場合には、本基本契約に別段の定めがない限り、当該契約の当事者となるべき者が当該契約の締結又は履行の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(契約の終了)

- 第14条 本基本契約は、建設工事請負契約の締結について岡山市議会の議決を得て本基本

契約が本契約としての効力を生じ、業務委託期間の満了日の経過を以て効力を喪失するまで、本基本契約の各規定は発注者及び事業者を法的に拘束するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、本基本契約以外の事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。
- 3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、発注者は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、発注者の第12条に基づく事業者に対する損害賠償請求を妨げない。

- (1) 第6条第3項各号のいずれかに該当する場合。
- (2) 第6条第4項各号のいずれかに該当する場合。
- (3) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、発注者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が是正されないとき。
- (4) 締結している本基本契約以外の事業契約が発注者より解除された場合。

- 4 第1項及び第2項の定めにかかわらず、事業者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に書面で通知することにより、本基本契約を解除することができる。なお、当該解除は、事業者の第12条に基づく発注者に対する損害賠償請求を妨げない。

- (1) 本基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、事業者が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。
- (2) 締結している本基本契約以外の事業契約が事業者より解除された場合。

- 5 前各項の定めにかかわらず、本基本契約の終了後も、第12条、第13条及び第15条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第15条 発注者及び事業者は、事業契約又は本件事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、事業契約の履行又は本件事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 発注者及び事業者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書

面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び事業者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 発注者が守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、事業契約又は本件事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 事業者は、事業契約又は本件事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、発注者の定める諸規定を遵守するものとし、事業契約に別段の定めがある場合には、当該定めに従うものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第16条 事業契約は日本国の法令に従い解釈されるものとする。

2 発注者及び事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、岡山地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第17条 本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び事業者が誠実に協議して定めるものとする。

本基本契約の成立を証するため、本書【 】通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(発注者)

岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森 雅夫

印

(事業者)

【 】 グループ 代表企業
 【住所】
 【氏名】

構成企業
 【住所】
 【氏名】

 【住所】
 【氏名】

 【住所】
 【氏名】

 【住所】
 【氏名】

 【住所】
 【氏名】

別紙1 事業の概要

1. 事業の名称

岡山市当新田環境センター基幹改良・運営事業

2. 事業の場所

岡山市南区当新田486番地1

3. 事業方式

基幹改良DBO(Design-Build-Operate)方式

4. 事業期間

契約締結の日から令和23年3月31日

以 上

別紙２ 事業日程

本契約として成立する日

議決の日

１．設計施工期間

議決の日から令和 12 年 2 月 29 日

２．業務委託期間

議決の日から令和 23 年 3 月 31 日

なお、議決の日から令和 8 年 3 月 31 日までを「事前準備期間」と規定し、令和 8 年 4 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日までを「実運営期間」（15 年間）という。

以 上

別紙3 施設の概要

1. 本件施設の概要

処理方式	全連続燃焼式流動床炉（蒸気タービン発電機付き）
施設規模及び炉数	300t/日(150t/24h×2炉)

以 上

別紙4 事業者が行う業務

1. 本件施設の設計施工業務

- (1) 本件施設の基幹的設備改良工事の設計業務
- (2) 本件施設の基幹的設備改良工事の施工

2. 本件施設の運営管理業務

- (1) 本件施設の運転管理業務
- (2) 本件施設の維持管理業務
- (3) 本件施設の環境管理業務
- (4) 本件施設の関連業務（清掃、植栽管理、防火管理、保安、近隣住民対応）

以 上